東通原子力発電所 原子炉施設保安規定認可申請書 補正対応検討リスト(案)

No.	対象条文	補正前	補正案	補正理由
1	第 5 条	保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・ 立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管 理に関する業務を行う(自然災害発生時等、有毒ガス発 生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の 整備に関する業務を含む。)。 (7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計	保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。 (7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設	記載の適正化(新規制基準に 係る体制の整備を規定する 際に追加)
		管理に関する業務を行う(自然災害発生時等,有毒ガス発生時,重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)。	計管理に関する業務を行う。	
2	第5条	3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (2) 各グループマネージャー(以下「各GM」といい、グループマネージャー相当の職位を含む。)は、グループ員(所長付要員を含む。)を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき <mark>緊急時の措</mark>	3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (2) 各グループマネージャー(以下「各GM」といい、グループマネージャー相当の職位及び東通建設プロジェクト統括室長を含む。)は、グループ員(所長付要員及び東通建設プロジェクト統括室員を含む。)を指示・指	記載の明確化(東通建設プロジェクト統括室長及び室員 の職位の明確化)
		置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 (3) グループ員(所長付要員を含む。)は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。	導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき保安教育及び記録を行う。 (3) グループ員(所長付要員及び東通建設プロジェクト統括室員を含む。)は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。	記載の適正化(現段階の保安 活動に限定)
3	第 107 条	5. 施設管理の重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について、系統毎の範囲と 機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理 の重要度として設計及び工事に用いる重要度を設定する。	5. 施設管理の重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について、設計及び工事に 用いる重要度を設定する。	記載の適正化(建設段階としての整合)
4	第 107 条	7.2 特別な保全計画の策定 (1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合など工事期間において一部の設備を長期に使用する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。	7.2 特別な保全計画の策定 (1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を 実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当 該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を 定めた計画を策定する。	記載の適正化(範囲を狭めた 記載のため削除)
5	第 107 条	9. 保全の結果の確認・評価 (1)〜所定の時期 [*] までに〜 ※: 所定の時期とは〜	9. 保全の結果の確認・評価 (1)〜所定の時期 ^{*3} までに〜 ※3:所定の時期とは〜	記載の適正化
6	第 107 条の 2	(2)~原子炉設置変更許可申請書の記載事項~	(2) ~原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項~	記載の適正化
7	第 107 条の 2	3. 本条における設計には、~	3. 本条における設計 <mark>管理</mark> には, ~	対応関係の明確化

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定認可申請書 補正対応検討リスト (案)

No.	対象条文	補正前	補正案	補正理由
8	第 107 条の 3	2. 組織は、原子炉施設の <mark>点検及び設置又は変更の</mark> 工事を 行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を 考慮した作業管理を行う。	2. 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。	記載の適正化(建設段階としての整合)
9	第 107 条の 4	※:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、 対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要 領書を定める。 a)設工認に従って行われたものであること。	※:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、 対象,以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要 領書を定める。 a)構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	記載の適正化
10	第 120 条	表 120·2(項目名) 記録(実用炉規則第 14 条の 3)	表 120-2(項目名) 記録(実用炉規則第 14 条の 3 に <mark>基づく記録</mark>)	記載の適正化
11	第 120 条	表 120-4 【項目名】: 記録(原子炉等規制法 附則(平成二十九年四月一四日法 律第一五号) 抄 第7条に基づく使用前検査に関する記 録) 【保存期間】: 同一事項に関する次の検査の時までの期間	表 120-4 【項目名】: 記録(原子炉等規制法 附則(平成二十九年四月一四日法 律第一五号) 第7条に基づく使用前検査に関する記録) 【保存期間】: 同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前 確認の時までの期間	記載の適正化(項目名の「抄」 の削除,保存期間を実用炉規 則附則(令和二年一月二三日 原子力規制委員会規則第三 号)第5条に基づく読み替え 後の規定に見直し)
12	目次 第 12 条 附則表 1	第 12 条 原子炉の運転員の確保	第12条 運転員等の確保	記載の適正化(条文名称の適 正化)
13	目次 第 17 条の 9 附則表 1	第 17 条の 9 電源機能等喪失時の体制の整備	(削除)	記載の適正化(新規制基準対 応時は不要)
14	目次 第 74 条 附則表 1	第74条 予防保全を目的とした <mark>点検・補修</mark> を実施する場 合	第74条 予防保全を目的とした <mark>保全作業</mark> を実施する場合	記載の適正化(条文名称の適 正化)
15	附則表 1	添付 火災、内部溢水、自然災害対応に係る実施基準 重大事故 <mark>時</mark> 及び大規模損壊対応に係る実施基準	添付 火災,内部溢水,火山影響等,その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	記載の適正化(添付名称の適 正化)
16	附則表 1	第 17 条の 9 資機材等の整備 【核燃料物質を発電所に搬入する前まで】:「○」	第 17 条の 9 資機材等の整備 【核燃料物質を発電所に搬入する前まで】:「(削除)」	記載の適正化(設計基準事故 発生時の資機材整備のため 燃料装荷前までに規定)
17	第 118 条	(所員への保安教育) 第 118 条 (中略) (3)各 G M は, (1)の保安教育実施計画に基づき,保安教育 を実施する。原子力人財育成センター所長は,年度毎に 実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。た だし,各 G M が,定められた基準に従い,各項目の全部	(所員への保安教育) 第 118 条 (中略) (3)各 G M は, (1)の保安教育実施計画に基づき, 保安教育 を実施する。原子力人財育成センター所長は, 年度毎に 実施結果を電気主任技術者, ボイラー・タービン主任技 術者, 所長及び原子力・立地本部長へ報告する。ただし,	記載の明確化(保安教育の実施結果の報告先に電気/ボイラー・タービン主任技術者を追記し対象を明確化)

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定認可申請書 補正対応検討リスト (案)

No.	対象条文	補正前	補正案	補正理由
		又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については,該当する教育について省略することができる。	各GMが,定められた基準に従い,各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については,該当する教育について省略することができる。	
18	目次 附則第 4 条 附則表 1 第 122 条 表 122-1	附 則 (核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること) 第4条 本規定の条文について、核燃料物質を原子炉に装荷する前までに設置の工事の各段階において、附則表 1 に示す事項を定めて、必要な変更を行う。	第12章 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること (核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること) 第122条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに、表 122-1 の 保安規定目次に示す事項について、同表に設定した時期までにその条文を定める。また、本規定の条文についても、 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに必要な変更を行う。	附則は本則の適用関係を整理するものであるため、本規定は本則側へ移動する。 記載の明確化(条文自体を定める旨明確化、及び規定した条文についても必要な変更を行う旨明確化)
		附則 表 1 * 【附則 第 4 条】 【核燃料物質を原子炉に装荷する前まで】:「○」	表 122·1** 【第 12 章 第 122 条】 【核燃料物質を原子炉に装荷する前まで】:「(削除)」	記載の適正化(燃料装荷前までに全条文を定めるため、本条文は不要となることから削除)
19	第 6 条	(原子力発電保安委員会) 第6条 (中略) 4. 保安委員会は,委員長,原子力安全・統括部長,原子力運営管理部長,原子力設備管理部長,電気主任技術者,ボイラー・タービン主任技術者に加え,GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 (原子力発電保安運営委員会)第7条 (中略) 4. 運営委員会は,委員長,電気主任技術者,ボイラー・タービン主任技術者に加え,GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。	(原子力発電保安委員会) 第6条 (中略) 4. 保安委員会は,委員長,原子力安全・統括部長,原子力運営管理部長,原子力設備管理部長,電気主任技術者,ボイラー・タービン主任技術者に加え,GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。なお,委員には原子炉主任技術者免状を有する者を含める。 (原子力発電保安運営委員会) 第7条 (中略) 4. 運営委員会は,委員長,電気主任技術者,ボイラー・タービン主任技術者に加え,GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。なお,委員には原子炉主任技術者免状を有する者を含める。	設置許可,設工認等の変更申請に際し、専門的な知識を有する者の意見の反映に万全を期す観点から、これらの・で期すを審議する保安委員として、原子を運営委員として、原子が表して、原子を参画させることを明確化する。